

本試題是否可以使用計算機：可使用，不可使用（請命題老師勾選）

一、請填入適當之助詞（25%）

1. 花に水__やる。
2. わたしの家は大學__近いです。
3. 「中村屋」__いう店
4. 一時間__書き終わる。
5. お金がない__困ります。

二、閱讀測驗（是非題）（30%）

本項は、収集する情報を選択し、あるいは体系的に構成したことにつき創作性を認められるデータベースを著作物として保護することを規定しております。

データベースは、従来、編集著作物の観点からその保護が考えられてきました。つまり、データベースは、多数の情報を集めて、分類し、選択し、蓄積したものであり、第12条の「編集物でその素材の選択又は配列によつて創作性を有するもの」に該当するものがかなりあると考えられるわけです。しかし、データベースの作成にあたっては、コンピュータにより容易に検索ができるようにするため、情報の体系づけをしたり、キーワードを付したりというような従来の編集著作物における素材の選択、配列とは異なった知的作業が加わっており、それがデータベースの重要な要素を成しております。したがって、この点を考慮に入れず、第12条のように素材の選択又は配列といった点からのみデータベースの創作性を考えることは必ずしも十分でないと考えられます。

- 1、（）在日本法上，資料庫屬獨立之一種著作類別。
- 2、（）在日本法上，資料庫仍可能享有編輯著作權。
- 3、（）資料庫與編輯著作之重要要素之差異乃在情報與關鍵字之添加。

三、日譯中（45%）

本項の公衆送信権は、自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を公衆送信に含めることによって、送信の前段階であります著作物を公衆送信し得る状態に置く段階から著作権者の権利が働くこととしております。このような措置が必要となりましたのは、インターネットなどのネットワークの発達により、世界中にネットワークが張りめぐらされ、著作権者にとって、自分の著作物が「いつ、どこから、どこへ送信されたのか」を把握することが困難となり、送信自体を立証することが極めて難しい状況になったということがございます。そのため、送信前の自動公衆送信装置に自分の著作物がアップロードされた（公衆送信し得る状態に置かれた）段階、例えばホームページに自分の著作物が掲載されていることがわかりさえすれば、当該著作物が実際に公衆送信されているかいないかにかかわらず、権利行使をできるようにいたしました。